

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200422	株式会社久米観光バス (法人番号 8260001028511)代表者 松田健	岡山県久米郡美咲町打穴 中1041-1	本社営業所	岡山県久米郡美咲町打穴 中1041-1	輸送施設の使用停止 (230日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」) 第9条の2第1項、法第15 条第3項、法第23条第1 項及び法第27条第3項	平成31年3月20日、同年4月11日、令和元年7月 18日及び同年7月26日、継続監視の監査対象で あることを端緒として監査実施。13件の違反が 認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変 更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)事業 計画の事前変更届出違反(事業用自動車の数) (法第15条第3項)、(3)運送引受書の記載事項 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下 「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)申込者に対し て支払う手数料等の額を記載した書類の保存 義務違反(運輸規則第7条の2第3項)、(5)点呼 の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第 2項)、(6)点呼の記載事項義務違反(運輸規則 第24条第5項)、(7)乗務等の記録事項義務違反 (運輸規則第25条第2項)、(8)運行指示書記載 事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(9) 乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第 37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記 録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11) 特定の運転者に対する特別な指導義務違反 (運輸規則第38条第2項)、(12)特定の運転者に 対する適正診断受診義務違反(運輸規則第38 条第2項)、(13)運行管理者の選任違反(運輸規 則第47条の9第1項)	23	23
20200423	陶山由郎	島根県雲南市木次町字谷 1006	加茂営業所	島根県雲南市加茂町南加 茂877番地11	文書警告(処分日車数 20日車のため、一般貨 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3。(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和元年12月3日及び令和2年4月16日、継続 監視の監査対象であることを端緒として監査実 施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の 記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運 行指示書記載事項義務違反(運輸規則第28条 の2第1項)、(3)乗務員台帳の作成義務違反(運 輸規則第37条第1項)、(4)乗務員台帳の記載事 項義務違反(運輸規則第37条第1項)	5	2